

入会金及び会費納入規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第8条に定める入会金及び会費の納入方法を定めるものである。

(入会金)

第2条 入会金の額は、下のとおりとする。

60,000 円

- 2 入会金は新たに会員となる者が負担の義務を負い、入会後は退会その他の理由にかかわらず一切返還されない。

(会費)

第3条 会費の額は、下のとおりとする。

60,000 円

- 2 会費は、年会費とし、その計算期間は当会事業年度と同一とする。
- 3 会員は、会費を負担する義務を負い、年度途中での入会又は退会であっても、当該年度の会費を納入しなければならない。
- 4 納入された会費は、除名その他の理由にかかわらず一切返還されない。

(納入)

第4条 入会金及び会費は、国内通貨をもって納入しなければならない。

- 2 前項の納入は、当法人が発行する請求書にもとづき、当法人が指定する金融機関の当法人名義の口座に振込むものとする。
- 3 会員は、会費を次のとおり納入するものとする。
会員は、当該年度通常総会で決定した年会費を、請求日から一箇月以内に納入しなければならない。
- 4 入会申込者は、当法人が入会を承認した旨の通知を発行した日から一箇月以内に、入会金及び当該年度の会費を納入しなければならない。
- 5 入会金及び会費の振込みに必要な経費は、振込者が負担しなければならない。

(領収書)

第5条 当法人は、入会金及び会費の請求を請求書を発行して行ったときは、特別の場合を除き、金融機関の発行する「振込受付書」をもって領収書に代えるものとする。

(改廃)

第6条 この規則の各条項は、理事会の審議を経て変更できるものとする。

附則

この規則は、平成 25 年 12 月 10 日から施行する。

この変更規則は、平成 27 年 1 月 27 日改正し、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この変更規則は、令和元年 7 月 29 日より施行する。